



We love 海青

2024年11月11日

学校便り No.19

校長 森 慎也

唐津市鎮西町横竹838番地9

学校教育目標 **海青中を誇りに思う生徒の育成** ～優しさあふれる学校に～

■ 性教育講演会（2年生）

「なんて神秘的なことでしょう…」

へその緒は、ご存じのとおり、お母さんからお腹の中の赤ちゃんへ酸素と栄養を供給するためのものです。へその緒の長さは約50cmもあるそうです。やけに長いですが、神様が長くした理由の一つには、産後すぐにお母さんが赤ちゃんを抱っこすることができるためだそうです。生まれてすぐにお母さんに抱かれて、熱い愛を注がれるんですね…。

10月30日（水）に、福岡県大野城市にある「あまがせ産婦人科助産師宮永奈々美先生」をお招きして、講演会を行いました。講演では、受精卵が成長していく過程について話をされる中で、米粒を生徒一人一人に渡し、3～4週目の受精卵の大きさと同じであることやこの時期に何よりも先に心臓がつくられることを話されました。また、赤ちゃんの模型と骨盤の模型を使って、赤ちゃんが誰からも教わることなく命を繋ぐために骨盤を工夫しながら通過していく過程を実演してくださいました。「私たちの命は繋がってきた命。自分の命は5000年後の未来に繋がる命。」「自分らしく、楽しく生きるために命はある。」など命について熱く語っていただきました。子どもたちは、宮永先生から自分たちが生まれてきた13～14年前、ご両親が大変喜ばれたこと、周囲の方々が幸せになったことを聞かされ、「命」「性」について深く考えているようでした。



講演会の開会に際しては、**F.G**さんが、閉会では、**T.K**さんが司会を務めました。また、お礼の言葉では、学年を代表して**N.R**さんが「私たちが命を繋ぐ人になる。今生きていることは当たり前ではない。」ということをお交えて先生へ感謝の気持ちを伝えました。

生徒の感想より一部抜粋

- 将来新しい命を授かる一人の人間として、この先、自分の命も人の命も大切にしながら生きて行こうと思う。(Y.Sさん)
- 命はいくつもの命があって一つの命として誕生する。親だけでなく沢山の人の愛情を受けて育ってきた。私も命をつなぎ、命と向き合い、命を大切にしたい。(F.Yさん)
- 明日が来ないことを想像すると恐怖である。明日が来ることにありがたみを持ち、命を繋げていくためにも生きる意思を強め、友達にも優しく接したい。(U.Rさん)
- 自分が愛する人、自分を愛してくれる人、みんなを大切にしたい。将来は、婦人科の看護師になって、若年の性や若年妊娠に寄り添える人になりたい。(K.Yさん)
- 最後の動画を観て、私たちが自分の力で生まれてきたことに感動して涙が出そうだった。これからは、正しい判断をして、命を大切に生きていきたい。(N.Mさん)
- 僕が生きてこれたのは、親の愛情のおかげだと知ったので、今日、親に感謝の気持ちを伝えようと思う。(S.Kさん)

■ 令和6年度「わたしのこえ」入選おめでとう

鎮西地区青少年育成協議会の事業の一つである「わたしのこえーあなたのこえきかせてよー」へ2名の生徒作品が入選しました。11月17日（日）の鎮西地区文化祭において、賞状等が授与されます。

クラスのみんなへ

困った時に助けてくれたり支えてくれてありがとう。

みんなのおかげで毎日楽しく過ごせます。 1年 S.Uさん

いつも交通安全を見守ってくれるみなさんへ

交通安全をいつも見守ってくれてありがとうございます。

これからもがんばってください。 2年 M.Mさん

■ スマートフォン等の校内の持ち込みについて

11月7日付で「スマートフォン等の情報端末機器の校内への持ち込みについて」の文書をお子様を通じて配布するとともに、はなまるメールにも送信いたしました。

スマートフォン等の情報端末機器につきましては、学習活動に必要なことや持ち込むことにより、不適切な使用をしたり、紛失や破損した

りするなどのトラブルの原因になる可能性も考えられますので、本校では校内への持ち込みを原則禁止しているところです。しかしながら、ご家庭の諸事情等でスマートフォン等の情報端末機器を校内へ持ち込む必要がある場合は、上記のような対応を行っておりますのでご確認の上、持ち込み申請書（申請書が必要な場合は、担任へお申し出ください。学校ホームページにも様式を掲載しております。）をご提出ください。なお、スマートフォン等の管理・使用については、お子さまとご家庭で十分にお話をさせていただきますようお願いいたします。

～校内への持ち込みに関する確認事項～

- ① 持ち込みは原則禁止。（帰りの迎え等の連絡は、事務室前公衆電話を使用する。）
- ② 持ち込みが必要な場合は、『持ち込み申請書』を提出する。また、持ち込んだ場合は、登校した際に電源を切り担任または学年職員に預ける。
- ③ 登校した時点で預けずに校内での使用が確認された場合は、学校の方で預かり、帰りに返却する。また、保護者へもその旨、連絡する。
- ④ 学校の敷地内でのスマートフォン等の使用を禁止する。また、登下校中については、持ち込みを許可されたスマートフォン等の不必要な使用をしない。
- ⑤ 家庭では、スマートフォン等に関するトラブル（特に SNS 関連）への未然防止に努め、使用についてのルールを家庭の方でも話し合う。
- ⑥ 校内へ持ち込んだスマートフォン等の紛失、盗難、破損については、学校は責任を負いかねる。

■ スマホ運転、自転車も罰則 県内でも大学生が飲酒・ながら運転で初摘発

自転車走行中の携帯電話使用に罰則を新設した改正道交法が11月1日施行されました。「ながら運転」は、自転車を走行中にスマホなどを手に持って通話したり、画面を注視したりする行為です。改正道交法では、自動車の運転者同様に罰則が自転車の走行時にも適用されます。佐賀県内でも、11月7日、走行中に通話をしていた大学生が摘発されています。大人も含め、子どもたちにも十分気をつけてほしいと思います。ご家庭でも話題にいただき、ご指導いただきますようお願いいたします。

ながら運転	6月以下の懲役、10万円以下の罰金
危険を生じさせた場合	1年以下の懲役、30万円以下の罰金